保育の必要性の認定による区分ついて

新制度では、市町村は、教育・保育施設を利用する就学前の子どもの保護者から申請を受け、個々の家庭の状況により、保育の必要性の認定を行い、認定証を交付します。

【認定区分】

認定は1~3号の区分で行われます。

- ・1号認定 3歳児以上/保育の必要性なし:幼稚園、認定こども園対象
- ・2号認定 3歳児以上/保育の必要性あり:保育園、認定こども園対象
- ・3号認定 3歳未満児/保育の必要性あり:保育園、認定こども園、小規模保育等対象

【認定基準】

保育の必要性の認定(2号認定、3号認定)にあたっては、以下の3点についての基準に 基づき行います。

- (1) 事由:就労、保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護等
- (2) 区分(保育の必要量(保育時間)の区分)
- ア 保育標準時間:主にフルタイムの就労を想定した1日11時間までの保育
- イ 保育短時間:主にパートタイムの就労を想定した1日8時間までの保育
- (3)優先利用:ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【共働き世帯等の幼稚園の利用について】

現在、幼稚園を利用する満3歳以上の子どもの中には、共働き、病気等の状況の家庭の子どもが一定程度含まれ、預かり保育の取り組みによって対応しています。

新支援制度においては、次のようなケースについて 2 号認定の子が幼稚園を利用すること が想定されています。

- ①幼稚園と保育所を希望(併願)し、幼稚園に入園した場合
- ②保育所のみを希望しているが、保育所に入所待機となったため、幼稚園に入園した場合 保育認定(2号)のうち、ニーズ調査等で把握された利用希望の傾向に応じ、幼児期の 学校教育のニーズが強いと推定されるものを集計することとしています。